平成２７年（フ）第４００１号
大阪府吹田市豊津町１番43―705号
債務者　河内　俊男
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５号
奈良県大和高田市大字有井26番地４
債務者　上田　正明
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
島根県出雲市斐川町上直江984番地10　エポックＣ―203
債務者　盛永新一朗
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６９号
三重県志摩市阿児町鵜方横山874―217　ヴィレッジ横山Ａ27号室、住民票上の住所三重県志摩市大王町船越1039番地６
債務者　奥井　真子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目13番７号
債務者　西井　喜美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
沖縄県浦添市字港川458番地１　県営港川市街地住宅305号
債務者　古波藏尚美
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２７０号
沖縄県豊見城市字平良178番地８　豊見城団地県改良住宅Ｆ―612号
債務者　仲田シゲ子
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２８５号
沖縄県浦添市城間４丁目36番３―302号　県営城間団地
債務者　伊志嶺さつき
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２８７号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目29番26―204号　ヴェルテ屋富祖
債務者　玉城　優子（旧姓崎濱）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９８１号
埼玉県上尾市大字小泉250番地
債務者　池田　宏枝
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１１号
千葉市中央区寒川町１丁目249番地２　グループホーム千葉寒川の家
債務者　井之上俊雄
法定代理人成年後見人　社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
代表者理事　土屋　　稔
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１号
千葉県香取市大島254番地
債務者　久保木信子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１１６５号
札幌市北区北26条西６丁目１番22号　コーポドリーム102号
債務者　大久　繁子（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２９号
札幌市豊平区福住２条４丁目４番７号　エールスト福住201号
債務者　藤枝　美奈（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４１号
札幌市清田区北野２条２丁目８番28号
債務者　佐藤　広経
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４６号
北海道石狩市花川北６条２丁目133番地　ノースハイムテラダ202号
債務者　小野　興宏
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４９号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目４番８―202号
債務者　川堀　順子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部